



危険物安全週間中の取り組みについて

松山市消防局 予防課

1 はじめに

松山市消防局では、危険物の保安意識を高めるとともに、火災予防の啓発を積極的に進めるため、令和元年6月2日（日）から6月8日（土）までの危険物安全週間中に、危険物施設の立入検査や危険物に関する研修会などを実施しました。

今回はその取り組みについて御紹介します。（表1）

表1 松山市消防局の危険物安全週間中の取り組み

No.	行事名	日時・場所
1	のぼり旗等による広報啓発	6月2日（日）～8日（土） 終日 各消防署及び支署
2	セルフガソリンスタンドへの夜間立入検査	6月3日（月）・4日（火）・6日（木） 18:00～21:00 市内セルフスタンド
3	セルフガソリンスタンドでの消防訓練	6月6日（木） 14:00～14:30 市内セルフスタンド
4	新任危険物取扱者安全研修会 （松山地区危険物安全協会主催）	6月7日（金） 10:30～12:00 松山市防災センター
5	石油コンビナート事業所保安担当者研修会	6月7日（金） 15:30～17:00 松山市消防局

2 取り組み内容の紹介

(1) のぼり旗等による広報啓発

広く市民に危険物安全週間を広報するため、各消防署及び各支署（計9箇所）にのぼり旗を設置するとともに、消防車両にマグネットを貼付しました。（写真1、2）



写真1 消防署へのぼり旗を設置



写真2 消防車両へマグネット貼付

(2)セルフガソリンスタンドへの夜間立入検査

セルフガソリンスタンドで従業員が少なくなる夜間の勤務体制時、危険物取扱者の立会いのもと適切に監視や給油許可を行っている状況を確認するとともに、設置から10年以上経過し設備等の老朽化が進んでいる施設もあることから、セルフスタンドの事故防止と安全管理の徹底のため立入検査を実施しました。

なお、今回の立入検査は、夜間の危険物取り扱いの実態を把握するため、市内に40施設あるセルフガソリンスタンドのうち、10施設に対し無通告で実施しました。

立入検査の結果、危険物取扱者の不在や不適切な監視・給油許可などの違反は確認されませんでした。危険物取扱者免状の写真書換え未実施及び保安講習の未受講が見受けられたため指導を行いました。

表2 松山市内の給油取扱所の数（平成31年3月31日現在）

給油取扱所(総施設数)211					
営業用	セルフ	航空機	船舶	鉄道又は軌道	自家用
77	40	1	13	1	79

(3)セルフガソリンスタンドでの消防訓練

セルフガソリンスタンドで、地震による危険物の漏えい及び火災の発生を想定し、迅速な初動対応、適切な初期消火、顧客の避難誘導及び消防機関への通報などを行う消防訓練を実施しました。この訓練は、従業員からの確実な情報提供など、事業所と消防の連携を強化するため、平成28年度から所轄消防署の消防隊と合同で実施しています。訓練には、従業員5名、南消防署消防隊1隊3名、消防局予防課3名の計11名が参加しました。(写真3～6)

【訓練内容】

- ①給油中に地震が発生しガソリンが漏えい、吸着マットを使用した応急措置
- ②放送設備を使用した事故発生の周知及び顧客を安全な場所へ避難誘導
- ③漏えいしたガソリンから火災発生、消火器による初期消火（訓練用水消火器使用）
- ④119番通報（消防局通信指令課へ実際に通報）及び到着した消防隊への情報提供
- ⑤消防隊による活動訓練



写真3 初期消火訓練



写真4 119番通報訓練



写真5 消防隊の活動訓練



写真6 訓練後の講評

(4) 新任危険物取扱者安全研修会

松山地区危険物安全協会の主催により、同協会会員事業所に採用後、おおむね5年以内の危険物取扱者を対象とした研修会を開催し、18名の参加がありました。

危険物の基本的な法令の再確認、最近の事故事例紹介、DVD 視聴などの座学の後、消火訓練や煙からの避難を体験し、法令遵守と保安確保の重要性を学んでいただきました。(写真7、8)



写真7 座学講習



写真8 消火訓練

(5) 石油コンビナート事業所保安担当者研修会

松山地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所から、保安担当者（全5事業所・計10名）に参加をいただき研修会を開催しました。この研修会では、平成30年中の石油コンビナートや危険物に係る事故概要と事故事例のほか、最近の法令改正及び消防庁から発出された通知について周知・説明を行いました。

また、事業所と消防局予防課の担当者間で、危険物の許可申請に関する質疑や、工事中の安全対策、プラントでのドローン活用などについて議題検討を行い、活発な意見交換がなされました。

今後も事業所と消防局が一体となって、事故防止に向けたより良い防災体制の構築を目指します。

3 おわりに

今回は、危険物安全週間中の5つの取り組みを御紹介しました。

本市では、これまでの消防法上の危険物や石油コンビナート等災害防止法などの規制・保安事務に加え、平成29年度からは「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の許認可事務等について、愛媛県から権限移譲を受け、消防局予防課に窓口を一本化して一体的な保安指導を行っています。

さらに、今年9月には「G20愛媛・松山労働雇用大臣会合」が開催される運びとなっていることから、会場となる施設をはじめ、交通拠点施設や宿泊施設などの防火・安全の確保に万全を期すため、関連する危険物施設の立入検査を行うこととしています。

松山市消防局では、今後も市民の生命、身体、財産と「笑顔」を守り続けるとともに、本市を訪れる方々にも松山の魅力を感じていただけるよう、安全・安心なまちづくりに全力で取り組んでまいります。